

## 明代女直の馬

江嶋, 壽雄

<https://doi.org/10.15017/2335111>

---

出版情報 : 史淵. 63, pp.93-115, 1954-11-30. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 明代女直の馬

江 嶋 壽 雄

前後四年に互る靖難の役を成功裡に戦つて即位した明の成祖の治世永樂の初期には國內は極度の馬不足の状態にあつた。永樂十七年太僕寺管下の牧馬數は約八十萬であるが、是が大體明國で軍馬驛馬の補充や不時の急需に應ずる爲に畜養しておかねばならなかつた馬數であるとしてよい様である。この必要馬數に對して永樂初年には僅かに二萬三千七百餘匹が存するに過ぎず、爲に成祖は深く憂慮して色々増馬政策を採つたのである。その主たるものは民牧と官牧による國內養子畜の方法（種馬法）と收買（市馬）即ち外國からの輸入による増馬策である。成祖の熱心な指揮督責の結果馬數は年々増加して十七年には前記の如き馬數となり、以後も更に増加を示すのであるが、何としても元來三萬足らずの馬數からの出發であるから永樂十年前後までは必要馬數に比して尙憂うべき状態であつた。従つてその頃の成祖は生殖せしめ得る限りの國內の牝馬には生駒せしめ、一方國外から輸入し得るだけの馬は收買すると云う程度の熱心さを示してゐるのである。かうした急激な馬數増加の要求を敏速に充すには國外よりの收買が簡便で効果的である。そこで成祖は四夷の來朝に馬の貢獻を從憑したし、邊境では茶馬法や互市法を行つて馬の輸入を促進した。そうした明國側の馬需要に對應して供給側の國外、特に西方や北方の諸民族は古來馬を以て中國と交易して必需品を收得してゐた事は周知の如くであるが、是は北方西方の遊牧的諸民族の生活が中國の物産の補給を或程度繼續的に必要とする様に中國化してゐた事を意味する。特に

遼・金・元の時代は中國の一部若くは全部と蒙古滿洲一帶は政治的に一つの王朝に統一支配されてゐたのであるから從來以上に双方の經濟的文化的生活様式が變容し混融したと見られる。北方遊牧民の多數が中國内地に移住駐屯して中國的生活に馴染み、或は北方に留つた者にも中國物産が特に織物や穀類が賜與賑給され又は支配民族としての特權的地位からの割に自由な商取引により豊富に入手出來た筈である。しかもこの事は從來は主に遊牧民族中の支配層・貴族が中國的文化や物産を享受してゐたのが、この時代には廣く一般遊牧民をも中國化の傾向へ牽き入れたのである。従つて政治的に分離した次の明代に於いて北方遊牧民族が今迄馴染んだ中國的生活様式を或程度維持して行く爲には貿易により中國物産を多量に需要しなければならなかつた。しかもそれは民衆的地盤をもつ廣い需要としてである。この需要を充す爲の反對給付として北方にあるものは遊牧的畜産物特に馬牛羊や獸皮であるが、中國は亦古來からそれ等を需要したのであり、明初に特に馬を需要した事情は前言の如くである。こゝに明代北方諸民族と中國との經濟的交渉の基本的契機がある。それは屢々政治的に利用され粉裝されゆがめられ、或は需要供給の變動・不均衡によつて制限され斷絶させられはしたが。

さて成祖は即位後直ちに兀良哈・女直に對して使臣百戶裴牙失里を派遣し、「其各居邊境、永安生業。商賈貿易、一從所便。」と安撫すると共に「欲來朝者、與使臣偕至。」と入朝を促したし、翌永樂元年にも指揮肅上都等を兀良哈に遣はして、「來朝者悉授以官、俾仍居本地、歲時貢獻、經商市易、一從所便。」と重ねて撫諭懲瀆する所があつた。かくて女直も兀良哈も以後陸續として來朝貢獻し夫々羈縻衛所に編成されて行くのであるが、彼等の齎らした貢獻品は馬を大宗としそれに多少の土産を雜へてゐた。筆者は先に「明正統期の女直朝貢の制限」と云う論文で宣德年間の女直諸衛の朝貢者が毎年三―四千人に上つた事を實錄記載の朝貢人數の算出、朝貢衛數と一衛平均朝貢人數、制限後の朝貢人數等から推算しておいた。朝貢者と貢馬とは通常一人一匹を原則とした様であるから、三―四千人の朝貢者は約三―四千匹の馬を朝廷に貢獻してゐた事になる。宣德年間は明國內の馬の畜牧状態は成祖の熱心な經營の後を受けて豊富であり、従つて宣宗をし

て「朝廷非無馬牛。而與之爲市。蓋以其服用之物皆賴中國」と云はしめた程であるが、その積極的な招撫方針により女直の朝貢は盛大さを續けてゐたのである。宣宗は成祖の積極招撫策を踏襲したと云はれる。成祖の永樂年間には馬數充實への強い軍事的要請の點からも洪武經略の後を受け更により積極的な塞外經營のため彼等を羈縻支配せんとした政治的要請の點からも、朝貢を歓迎したのであるからその盛大さは決して宣德年間に劣らなかつたのである。とに角永樂以降の女直は朝貢に際して年々多數の馬を明に齎らした。更に永樂四年から開始された開原馬市を通じても馬が明國に流入した。永樂十二年遼東都指揮使巫凱の「開原所市馬。宜悉給各衛軍士乘操」の奏請が許可されてゐるので、馬市で官買された馬は遼東の軍士に給されてゐた様である。永樂三年の互市、四年の馬市設置以來、毎年廣寧と開原で馬の收買が行はれたのであるが、併し幾何の馬が收買されたかは餘り明かでない。たゞ成祖を繼いだ仁宗の實錄永樂二十二年十一月（乙酉）に「遼東都司奏。開原馬市已買馬五百三十七匹」とあり、次いで翌洪熙元年四月（壬戌）に「遼東總兵官武進伯朱榮奏。開原馬市官買到馬二百匹。」とあり、同年七月（癸巳）に「遼東廣寧馬市官千戶王咬納等進所買韃官馬四百六十五匹」とあるのによつて、開設以來馬市で收買された馬數は毎年さして多くはなかつた様である。併し後でも掲げる様に永樂十五年兀良哈の地に旱魃があつた時、太寧（泰寧）一衛のみで千匹の馬を以て糧食との交易を請つたのに對して、總兵官劉江は邊儲に影響ありとして馬の給價の中に占むる米穀の量を三分の一に切下げた事もあるのであるから、時によつては多數の馬が馬市で收買されたこともあると思はれる。併し一般的には朝貢が制限されてゐなかつた時代には馬市の交易より有利と目される朝貢の方が盛大であつたと云へる。そして主として明側の事情で朝貢を制限して來ると兀良哈や女直は馬市の交易に重點を置く様になつて來るのである。それにしても朝貢と馬市を通じて數千の馬が女直から明に輸入されてゐた事は確かであらう。今問題としたいのは、それ等の馬は女直によつて牧養されたものか、即ち東北滿洲にはかくも多數の馬を年々明に輸出する程馬の畜牧が行はれてゐたか否か、若し遼東に産牧されなかつたとしたらそれ等の馬はどこから女直の手に渡

つたものであるかと云ふ事である。

二

元來滿洲（東北滿洲）は古來名馬の産地とされてゐる。「金史世紀の研究」で池内博士は「今の滿洲の地は古來名馬の産地にして、後漢書夫餘傳に「土宜五穀、出名馬」といひ、魏書勿吉傳に「太和初又貢馬五百匹」といひ、唐書渤海傳に「俗所貴……率賓之馬」といひ、北風場沙録の生女直の風俗を敍べたる條に「産名馬」と見ゆ。」と云はれ、次いで遼が渤海國を滅ぼして東丹國を建てた時馬千匹を歲貢額としたし、遼代を通じて女直諸部より良馬を契丹及び中國に獻じた記事が多いし、晋書肅慎傳に「有馬不乘、但以爲財産而已」とある如く古來馬が女直種族の重要な財産であつた事は明かである。更に女直は契丹の如く純然たる遊牧民ではないが、遼史食貨志に「契丹舊俗、其富以馬、其疆以兵」と云ふ關係は女直でも略々同様であつたらうとも云はれてゐる。女直に名馬を産すと云ふ説の根源は魏志夫餘傳に在ると見られ、次いで唐書渤海傳の率賓之馬で補強されてゐる。我國の滿洲史の諸先學も大体に於て女直―通古斯民族は馬を牧養し名馬を産するとの説を採られる。併し女直が馬を乗用とせずたゞ財産としたり、殺傷の報償に牛馬を以てしたりした事は、馬が貴重視された事を示すもので、彼等の間に馬の牧養が盛んであつた事の證據とは云へないし、返つて馬が稀少であつたとも解し得るであらう。中國諸王朝への貢獻は隣接遊牧民からの輸入による仲繼朝貢の事實の有無を検討してみる必要があるであり、特に穢貊系と云はれる夫餘や渤海について云はれる産馬の記事をそのまま女直（挹婁・勿吉・靺鞨）に推し及ぼして、女直は名馬を出すとか産馬が盛大であつた等とは決して云へないであらう。

女直の古名は周知の如く挹婁であり勿吉であり靺鞨である。そして三國時代の挹婁は既に馬を有してゐた。魏志東夷傳に「有五穀牛馬麻布。」とある。續いて勿吉も魏書（勿吉傳）に「其國無牛。有車馬。」とある。併し彼等の間に馬の牧

養が盛んであつたとは云へない。挹婁に就ては「其俗好養猪。食其肉衣其皮、冬以猪膏塗身。厚數分。以御風寒」と云ひ、勿吉に就ては「多猪無羊。……男子猪大皮裘」と云ひ、靺鞨に就ては「其畜多猪。……男子衣猪狗皮」と云つてゐる如く寧ろ豚ツングースの系統である。彼等の生業とする所は獵・農・牧であるが、挹婁は「善射」と云ひ、「出……好貂」と云ふは彼等が狩獵を行つてゐた事を物語り、又前記の如く豚の牧養に頼つて衣食の計をなし、「有五穀……麻布」とあるは併せて耕織を行つてゐた事を示す。そして是等三つの生業は民族の分業的構成ではなく、獵・牧・農共に生産力が低く何れの單位生活共同体もこの三つを併せ行ふことによつてその生存が維持されてゐたものであらう。恐らく養豚・耕織は婦人の手で狩獵漁撈は男子の手で行はれてゐたのではなからうか。そして馬は農耕には勿論それこそ晋書蕭愼傳に云ふ如く騎乗用にすら殆んど使用されず、たゞ富を誇示する財産として富人（酋長等の有力者）にのみ所有されてゐたのではあるまいか。併し馬が何にも利用されなかつたとは考へられず、酋長等の騎乗用として交通や狩獵に用ひられたのであらうがその例も少ないので「有馬不乘」の説も出たのであらう。

以上の事は勿吉の場合も同様で、「頭挿虎豹尾。善射獵。」と云ひ、「常七八月造毒藥。傳箭鏃射禽獸。中者便死。」と云ひ、秋冬の候には父母の屍体を以てさへ「以其屍捕貂。貂食其肉。」とあるので彼等が狩獵を行ひ、記録としては表れないが漁撈も行つてゐたと思はれる。そして「多猪……男子猪大皮裘」とある如く豚の飼養をなし、更に「佃則偶耕。……有粟及麥稼。菜則有葵。……嚼米醞酒。」とある如く農耕を行つてゐた。「有車馬」とあるが、「車則步推」で馬に牽引させたのではなく、従つて勿吉にも馬はあつたがその利用度は低く、恐らく狩獵や交通手段として僅かに使用されたに過ぎないであらう。狩獵用と云つても挹婁や勿吉の場合「土地多山險」で、山間や密林中での狩獵は毘仕掛や弓矢によるものであつたからその往復に僅かに騎乗される位で、しかもそれは有力酋長などに限られた様に思はれる。要するに勿吉の場合も主要生業は農耕と狩獵と養豚であり、牧馬が盛んであつたとは云へない。こゝで勿吉が太和二年北魏に馬五百

匹を貢獻した記事が勿吉の産馬の盛大さを示す如く諸論文に引用されてゐる事に就て一言すれば、勿吉の北魏入貢二十一回中貢馬と明記されたのは此の時一回のみで、楛矢又は楛矢石磐と記されたもの七回、他はたゞ朝獻、朝貢とあるのみである。この朝獻・朝貢の内容を馬と解するのは勿吉に産馬豊富との前提によるものであり、たゞ一回の貢馬五百匹を基にした推測である。所が前述の如く勿吉には豊富な産馬は期待出来ないものであり、この太和の貢馬五百匹には更に問題があるのである。日野先生の御教示によれば、この時の乙力支の入貢は嫩江を溯り洮兒河に移り洮南附近から下船して陸路南下し契丹の西界を過ぎて朝陽に入つたとある。では此の時乙力支等は本国からかくも多數の馬を伴つて出發したのであらうか。當時に於ける勿吉に松花江・嫩江・洮兒河等の溯航に五百匹の馬を運搬するだけの造船技術を期待し得るかが第一に疑はしい。明清時代に於ても、滿洲内河流域の女直の造船は精々十餘人を乗せる五板船を出でなかつたのである。更に乙力支等は遊牧民の住地を陸路一月餘に互つて南下してゐるが、その間遊牧民に道を借りたわけである。五百匹の貢馬の安全の爲の謝禮として多大の贈物が必要な事は云ふ迄もない。それも彼等は本国から持参したのであらうか。結論的に云へば此の勿吉の貢馬は、その出發時にはやはり楛矢・石磐・毛皮・珠等に若干の馬を附加した程度のものであり、遊牧民の地方に於て彼等の馬と交易して馬五百匹となつて貢獻したか、又は通過の便宜供與に對する謝禮として遊牧民の馬を貢獻品として多數附加させられて朝貢したか、(類例は後世多い)その何れかであると思ふ。故に此の特殊の例を以て勿吉の馬産豊富の資料とする事は當らぬ。たゞ夫餘を滅ぼした後の勿吉はその遺衆を傘下に入れたし、又彼等の根據地とした五常拉林河地方が適牧地であつた爲次第に馬の牧養を行ふ様になつた事は充分考へられる。

挹婁や勿吉に就て以上記した事は靺鞨に就ても全く同様である。是は隋書・舊唐書・新唐書等が民俗産業等の史料として魏志や魏書を殆んど踏襲して挹婁・勿吉の後とする靺鞨に當ててゐる爲であるが、事實も挹婁勿吉等通古斯民族の故地と目される東流松花江流域南北の住民は古來の生活様式を大して變更する事なく續けてゐたに違ひないのである。彼等が

唐に貢献したのは鯨睛貂鼠白兔皮等で馬は見えない。補註若し變化があつたとしたらそれは東北滿洲の奥地から北滿平野や鮮滿国境方面に移住進出したか或は初めからこの方面に擴がつてゐた通古斯系の部族が蒙古の遊牧文化や中国朝鮮の農耕文化に頻繁に接觸擷取する機會を得た結果として見られる現象であつたと云へる。以上女直の祖先で純通古斯系と目される挹婁・勿吉・靺鞨（粟末靺鞨を除く）民族は狩獵・農耕に併せて牧畜を行つたが、それは専ら豚飼養であり、彼等は牧馬には餘り關係のない民族であつた事を簡單に述べた。

ついでに穢貊系民族に就て一言しておく。高句麗は鴨綠江本支流溪谷に居た狩獵性の強い民族であるが、魏志には「其馬皆小。便登山。」と例の果下馬の存在を記してゐる。「便登山。」とあるによつても是は主として彼等の騎乗用として使用され、狩獵の補助手段とされたものであらう。そして或程度牧馬の風があつたと見られる。間島を中心に豆滿江本支流域に居た東沃沮（北沃沮）は耕種漁撈の民で「少牛馬」であつたと魏志は傳へてゐる。唯魏志東夷傳には夫餘に就ては「土地宜五穀」と云ひ、「其國善養牲。出名馬・赤玉・貂狝・美珠」と云つて農業と牧畜を生業とし兼ねて狩獵漁撈も行つた（貂狝美珠）事を記してゐる。此の場合、「其國善養牲」の牲は決して純ツングース系の豚のみを意味するのでなく、やはり次の「出名馬」にかゝるもの即ち馬を代表とする畜類を指すものと考へねばなるまい。白鳥博士説の穢貊系民族は通古斯と蒙古との混血とされてゐるが、西偏の夫餘は蒙古系遊牧民族に常に接觸してゐたので血液的にもその生活様式の上でも蒙古系民族により近接してゐたであらう。夫餘の王家の祖東明が北方粟離國の亡命者で幼時牧馬に従事したと云ふ傳説は蒙古系出目であつたらしく思はせるし、その本據の地農安地方は東夷の域に於て最も平敞と稱された平野で農耕好適地であると共に牧地としても好適であつたから農耕と牧畜が夫餘の主要生業をなしたのであらう。もつと推測を遠しくすれば、夫餘王國の治下には當然鮮卑系蒙古系等の遊牧民の一部が包含され、彼等の存在が「其國善養牲。出名馬……」の記載を生んだのかも知れない。とに角漢魏から隋唐にかけて東北滿洲に居た所謂東夷の諸民族中、馬の牧養に深い

關係を有つたものは夫餘・高句麗の穢貊系と稱される民族で純通古斯系民族は一般に馬の利用度は低く、その牧養にも餘り關心を有たなかつたものと云へる様である。従つて粟末靺鞨が夫餘の後であり、その渤海に率賓の馬が知られるのは當然と云ふれ、高句麗の遺衆を併せて建國した渤海は夫餘高句麗の聯合勢力であり、その渤海に率賓の馬が知られるのは當然と云ふべきであらう。この率賓の馬の起源は判明でないが、東夫餘の成立即ち鮮卑に逐はれた「善養牲」の夫餘民族の北沃沮遷涉の結果その地方に牧馬の風が興り、やがて高句麗の廣開土王の東夫餘經略により夫餘族の一部は綏芬河下流地方まで亡命してその地方に牧馬の風を移し、それが次の渤海時代に率賓の馬として知られる様になつたのではあるまいか。率賓地方は莫然と挹婁等通古斯民族の住地と考へられてゐるが、沃沮も此の方面まで擴がつてゐたかも知れず、東夫餘の滅亡に際して夫餘人若くは夫餘化した沃沮人がさうした同族關係を頼つて率賓に逃げた事は充分考へ得る。何れにしても渤海以前に率賓に馬を産した事は知られてゐない。若し以前から豊富に名馬を産したならばもつと早く高句麗や勿吉と關係を生じその名を知られてゐた筈である。しかも渤海滅亡後は率賓の馬の名も消滅してしまつた様である。

遼金時代に入つて女直の一部には牧馬の風が興つた様である。金史世紀に臘醜・麻産が來流水牧馬を驅掠した事や、續いて穆宗の牧馬を侵した事を記してゐるので、拉林河・阿勒楚喀河流域に牧馬が行はれた事は確かである。併し穆宗牧馬とある如く有力酋長の牧馬である事は注意を要する。馬は權力の基礎をなす武力の重要な要素であるから、完顏氏の勃興は牧馬の導入發達と密接な關聯があるのかも知れない。併し一般女直人の間には牧馬の風が盛んになつたとは思へない。

金史兵志には「金之初年。諸部之民無它徭役。壯者皆兵。平居則聽以佃漁射獵。習爲勞事。」とあり、大金國志(39)には「其人勇悍。善騎射。喜耕種。好漁獵。每見野獸之蹤躡而求之。」とある如く、やはり彼等の生活の基礎は農耕と漁獵にあつたと云へる。遼史聖宗本紀(開泰七年)には來附した五國部に命じた歲貢が「貂皮六萬五千馬三百」とある。柳邊紀略には貂皮十五六枚で一馬と交換するとあるが若しその割で云へば貂皮と馬との比は約十四對一である。狩獵生産物

が問題なく重要であり、狩猟が一般的であつた事は明かである。三姓以下の松花江流域の女直は農耕と狩猟の生活を持続してゐたのである。たゞ一部にやはり牧馬が興つてゐる。五國部の歲貢馬三百匹も女直による産馬と考へられさうである。若しさうだとしてもそれはあくまで穆宗牧馬の例の如く有力酋長の牧馬であつたらうと推測される。類似の例は明代女直に就て後述する。大金建國の過程に於ては馬の需要が大きく、又その消耗も激しかつたであらうが、金はその馬をどうして補充したのであらうか。金史兵志馬政の條に「金初因遼諸族而置群牧之」とあるによると金初の群牧場は遼の舊に據つたのであり、是からも女直の故地に良好の牧場がない事が知られる。金初の馬の需要は女直の間に供給すべき馬がなかつたので専ら遼軍擊破の戦利として補給された様である。女直やはり牧馬の民ではなかつたのである。註

### 三

次に明代に直接續く元代の女直と馬の關係を見てみる。先づ元史の本紀・志等を通じて女直に馬を産した事を裏づける記録は殆んど無いと云つてよい。元代を通じて水達達路開元路の女直居住地區は屢々水災や時に戦災によつて饑饉を訴へてゐるが、彼等の生活は既往を承けて農耕と狩漁を基礎としてゐたのである。世祖本紀至元十年九月には「遼東饑。弛獵禁」とあり、是は主として女直を對象とした狩猟制限の緩和と考へてよい。饑に對して獵禁の緩和は狩猟の食生活に於ける大きな寄與を示してゐる。同二十年十二月には「罷女直出產金銀禁」とあり、女直民戸中には金銀の採取發掘に従事した者もあらうが、是は特殊な地方の少數の女直に過ぎない。至元三十年正月には「担怯烈女直人二百人以漁自給。有旨。與其漁於水。曷若力田。其給牛價農具。使之耕」とあり、二百人の女直人が「以漁自給」の態勢におかれたのは女直本來の生活形態に由來するを思はせ、降つて文宗本紀至順元年九月の「遼陽行省水達達路、自去夏霖雨。黑龍宋瓦二江水溢。民無魚爲食。……賑糧兩月」と照應して松花黑龍二江流域の女直本據地方で漁撈が重要な生業をなしてゐた事を示してゐる。

る。次に世祖本紀至元二十八年十月の條に「從遼陽行省言。以乃顏合丹相續叛。詔給蒙古人內附者及開元・南京・水達達等三萬人牛畜田器」とあるは叛亂に荒廢した女直民戸等の農業生産力回復の爲に行つたものであり、夫餘・勿吉以來の農耕は恐らく地域的にも廣くなり、「佃則偶耕」の古い農法は既に牛耕にまで進歩し、従つて女直の農業への依存度は一層高くなつてゐたに違ひない。乃顏合丹の叛亂に關聯して同二十九年九月に、「水達達女直民戸由反地驅出者。分置萬夫千夫百夫內屯田。」とあるのもその女直民戸の驅出以前の營農生活を推察せしめる。かく開元路・水達達路に於て農業が發展してゐた前提の下に例へば武宗本紀至大二年九月の「以盜多。徙上都中都大都舊盜於水達達亦刺思等地。耕種」と云ふ事も行はれ得たし、英宗本紀至治二年九月に「大寧路・水達達等驛水、傷禾。賑之」と水災が農作物の被害であつた事を明かにした記録もあり得るわけである。従つて女直居住地の頻繁な饑饉は主として農産物の被害、次いで漁獵不能の事態の結果として起つたものと考へられ、その賑濟には食糧や布が給賜され、或は「開元等路饑。減戸賦布二疋。秋稅減其半。水達達戸減青鼠二。其租稅被災者免徵。」（世祖至元六年二月）「以女直水達達部連歲饑荒。移粟賑之。仍盡免今年公賦及所輸皮布之半。」（至元二十四年閏二月）とある如く減稅が行はれてゐる。その稅賦に秋稅特とあるので粟穀を納めてゐたに違ひなく、その他麻布及び青鼠皮等の皮布があつたのである。此の事は女直の主たる生業が農耕と狩漁であつた事を更に裏づけてくれる様である。此の外に東北滿洲の名産海東青鶴があり、元代に於てはその需要が高かつた事は元史に明かであるが是も亦狩獵の一產物である。

しかるに女直と馬とを結びつける記事は殆んど見當らぬ。英宗本紀至治三年正月に「征東末吉地兀者戸以貂鼠水獺海狗皮來獻」とある末吉地はどの地方か不明であるが、黑龍江下流に設けられてゐた征東招討司管下であるから何れその方面である事は間違いない。この兀者女直の貢獻には皮革のみで馬は見當らぬ。順帝本紀至正十三年六月の、後の有名な海西女直の西陽哈と目されてゐる女直酋長撈羊哈等の際も「遼東撈羊哈……等五十六名吾者野人以皮貨來降」と皮貨のみを持

參し馬はないのである。通説の遼東の名馬はどうしたのであらう。元は遊牧民の建てた王朝で馬は漠北で充分孳牧し得たから遼東の馬を必要とせず、従つて貢品としての價値が低かつたので貢品に現はれず、一方馬の貢獻價値が失はれて遼東の馬産が衰へたと考へられない事はない。併し元王朝の馬は決して有り餘つてゐたわけではなく、屢々諸路の括馬を行ひ民間或は官吏所有の馬を買上げてゐる事は元史に頻見するし、特に擲羊哈の來た至正十三年は至正十一年の紅巾の賊の擧兵の後で軍馬の補充の要を痛感して居り、十二年正月には河南陝西遼陽三省及び上都大都復裏地方で漢人所有馬を拘刷した程であり、決して馬の貢獻を歓迎しない情勢ではなかつた。従つて馬の貢獻が見られないのは、松花江流域から既に呼蘭河方面まで擴がつてゐた兀者女直に貢獻する程の産馬が無かつた爲であると云へる。勿論女直に馬が全く無かつたと云ふのではなく、多少は騎乗用として存在したに違ひないのであるが、その馬も全てが必ずしも女直の産馬でなく、蒙古西北滿洲方面からの輸入によるものもあつたと思はれる。とに角元代の女直にも牧馬は盛んでなく、貢品商品となる様な産馬は殆んど見られなかつたのである。この事は夫餘・勿吉・粟末靺鞨・金と遊牧地帯に隣接し牧馬の風を漸次採入れつゝあつた部族が遼金時代に多く故地を離れて滿洲西南部や中國内地に移住させられてしまつた事、その後は次第に東北奥地の牧馬に馴染まない女直が進出しつゝあつた事にも原因すると思はれる。

たゞこゝに唯一の反證は和田博士が「支那の記載に現はれたる黑龍江下流域の原住民」<sup>註11</sup>に説かれた開元新志と遼東志の可木以下沿江の女直に就ての一句「養馬弋獵」である。それは明かに養馬と云つてゐるし、「以犴皮爲屋。行則馱載。止則張架以居」と云ひ、或は遼東志が附説する「人無常處。惟逐水草」と云ふ文字に徴して宛然遊牧生活が行はれてゐたかの感がある。併し若しさうであつたとしたら當然元史の記録にその馬の貢獻なり徵發なりの事が現れたと思はれるが全く見えない。故に此の養馬は一般女直人に關する事ではなかつたのではなからうか遼東志に「割獨木爲舟」とあるのは開元新志に見えないが、是が明代に入つて創つたのではない事は明かであり、先述の女直の狩漁に關する記事や弋獵の語と參

照する時、やはり女直の主産業は更に下流の阿速江以下沿江の民と同じく漁獵中心のものであつたとしなければならぬ。そして養馬は、従來も見られた様な有力な酋長達の行つたものか、或は、此の方面に配置され或は流謫された蒙古人の土著混血による蒙古的生活の一時的出現を示すものであらう。しかも和田博士の御教示によれば可木以下の地方も元代から明代にかけて次第に農耕に遷移したと見られると云ふから、次の明代に入つて牧馬が更に盛大になつたと考へられぬ事を附言しておきたらう。

#### 四

東北滿洲の産馬即ち女直の馬に對して筆者が疑問を懷いたのは實は柳邊紀略（卷三）の次の記事に始まる。

東北部落素産馬。宋建隆中女直嘗自其國至蘇州。泛海至登州賣馬。明女直建州毛憐海西等部共歲貢馬一千五百匹。又永樂三年立開原馬市。撫順馬市。廣寧馬市。成化十四年立慶雲馬市。以布帛粟米雜貨易之。今柳條邊內外絕不産馬。

惟朝廷乃有馬群。其他皆自山海關西及高麗國來。高麗馬……價不甚貴。關西馬皆産於蒙古。價每倍於高麗。或遇窩稽人。非十五六貂不與一馬也。

清初東北滿洲が「絶不産馬」と云ふ状態であつた事は揚賓の經歷から見て確かである。だが通説では東北は産馬の地と喧傳されてゐる。とすればこの斷絶は何時どうして起つたかが問題となる。そしてこゝでも清朝の入關とそれに伴ふ女直の關内移住が原因とも考へられる。併し女直が擧げて悉く入關したのではない。清朝は太祖太宗時代に海西女直を征服統一し、又東海諸部を招服して國民の増加・國力の充實をはかつた。そしてその直接支配下にある女直の大部隊は世祖と共に從龍入關したのであるが、併しその結果東北滿洲の女直居住地が無人の境と化したのでは決してなかつた。むしろ根本の重地として要地に駐防八旗が置かれたし、奥地にはまた多くの殘留人口が存在した。その殘留女直は古い生活様式を容易

には變へなかつた様であるから、若し彼等が本來牧馬の民であつたら清朝入關後と雖も「絶不産馬」などと云はれる事はある筈がない。とすれば元來女直の間には牧馬の風は無かつたのではないか。女直の馬とは我國の蝦夷錦の如き仲繼物産が誤り傳へられたのではないかと云ふ疑が出て来る。それで古來東北滿洲に住んだ通古斯民族や穢貊民族に就ての記録を檢べてみると穢貊系の一部には牧馬が見られるが、大体純通古斯系は牧馬に關心を有たず、元代に至つても女直と牧馬とを結びつける事は困難である事が解つた。明を挾さんでその前代も女直には牧馬が盛んでなく、直後の時代にも馬は絶えて産しなかつたとすれば、明代の女直のみが盛んに牧馬を行つたとは考へられない。然るに第一節に述べた如く明代の女直は盛んに馬を明に貢獻し馬市でも交易した。この明代の女直の馬はどこから生じたのであらうか。

明代の女直に就て記された所を二三檢してみる。

一、建州毛憐……樂住種。善緝紡。飲食服用皆如華人。……海西山寨之夷……俗尙耕稼。……居黑龍江者……其俗略同山寨。…自乞里迷去奴兒干三千餘里。一種曰女直野人。又一種曰北山野。不事耕稼。惟捕獵爲生（魏煥、遼東邊夷皇明經濟文錄、遼東編）

二、健州毛憐……喜耕種。善緝紡。飲食衣服頗有華風。海西有山夷……亦務耕稼。……諸夷皆善射。馳獵。好盜。（鄭曉皇明夷考）

三、生女直……事耕種。言語居處與建州類。（遼東志卷九外志）

葉向高の四夷考等も似た様な記録である。是等によると所謂建州海西の女直は主として農耕生活をなし狩獵を兼ね行つてゐるし、黑龍江中下流の野人女直は狩獵を主生業とする事を述べ、牧馬に關した文句は全くない。遼東志（卷三）外禁の條には遼東邊外の物産を掲げて「境外多物産。如貂皮・人參・材木・魚鮮之類」とあり、やはり馬は入つてゐない。たゞ遼東志に可木以下の女直について開元新志の文を襲つた養馬の記載があるが是に就ては前述した。滿州實錄天命元年（萬曆

四十四年)の條に見ゆる東海薩哈連部の收服に際して、陰達琿等三路長四十人の來歸にその大人等を騎乗せしめる爲に馬百匹を以て迎へさせたとあるが、この三路は正に可木以下の地域に入ると思はれるのに明末には路長すら馬を有たぬ状態であつたのである。可木以下の養馬は疑はれてよい。萬曆武功錄(卷十一、東三邊二)に見える女直諸酋の列傳は明末のものであるが、海西哈達の王台列傳には「頗有室屋耕田之業。絶不與匈奴逐水草相類」とあつて明かに遊牧生活と異なる事を述べ、その子孫虎兒罕赤・猛骨字維・康古六・歹商等の傳中にも屢々田産とか十莊とか莊子十所等の語が散見されるので彼等が農耕に依存してゐた事は明瞭であるが、又同時に「猛骨字維部夷札失卜逐水草廣順關外。道逢土蠻及炒花……等。奪牛五十頭。札失卜直追逐不肯。」とか畜産等の語が見ゆるので牧畜が兼ねて行はれた事が知られる。しかもそれは主として權力者の下に於いて行はれてゐたと思はれる。同時に狩獵も行はれたであらう。即ち農耕を基本生業として牧畜と狩獵が兼ねられたと見られる。所が葉赫の逞加奴仰加奴列傳に至ると「隆慶末常帥二萬餘騎逐水草至上遼河」とあつて恰も遊牧生活の形態にあつた如き表現をしてゐる。併し葉赫も城寨を常居として居り、その部人は多く耕作に従事してゐたのである。即ち二奴誘殺の役に斬首合計約一千五百六十二級の中、備兵使王緘の言によれば眞の犯夷は三百人に至らず、「其他多江上耕與市貂皮者。皆無辜而執以爲虜」<sup>註12</sup>とある。王緘の言ふ所は不實として退けられたが、是は李成梁への遠慮があつた様であり、その善後處置を通じて見て王緘の言は必ずしも悉くは不實でなかつた様である。従つて一千五百六二級の中に多くの葉赫國の耕作女直人が含まれてゐたと見て誤らない。かくて葉赫の場合は農耕と牧畜が基本的生業で狩獵が兼ねられてゐたと思はれる。この事は葉赫の立地條件及びその支配層の出目を考へても肯ける。葉赫は葉赫河の上流に位置し、背後の低い山脈を越えて伊通河流域と更に北流松花江下流域拉林河流域と結ばれてゐる。正に嘗ての夫餘國、から勿吉國の根據の地方がその勢力範圍である。そこは西すれば直ちに東遼河流域の遊牧地帯であり夫餘以來既に牧馬の風の盛んであつた地方である。しかも葉赫の支配者は蒙古系の土墨忒心氏の出自である<sup>註13</sup>。かゝる意味では葉赫は蒙古化した

女直國と云へるのである。海西の東流松花江流域の女直が元代と略々變りが無かつた事は、瑚爾哈河流域の王格張格以下百人が奴兒哈赤に來貢した時、土産として黑白紅三色狐皮、黑白二色貂皮等の皮革しか献じてゐない事を挙げれば足りるであらう。<sup>註11</sup>

建州女直に就ては彼等が農耕を主生業とし華風ありと稱された事は先掲史料でも明かであるが、例の申忠一の書啓には、老嶺山脈を越えて間もなくの所に「自此以西至奴酋家。所經處。無野不耕。至於山上亦多開墾」とあるが如きは、事は明末に係るが又よく建州女直の農耕の程度を示し得てゐる。狩獵に就ては武功錄王兀堂傳に明側の寬甸六堡の圍ひ込み開拓に關聯して此の地が「虜中住牧處」と云ひ、修堡によつて往來が阻塞せられ「我衆不得入內圍獵」と云つてゐるので六堡の地方が主として狩獵地であつた事、彼等が狩獵にも従事した事が知られる。「住牧」の牧は牧畜と解されるが、實は主として狩獵地であつたが多少の牧馬も行つたのかも知れない。牧馬の事は同傳の續きに兀堂一黨と明との關係が悪化し、酋首の佟馬虎等三百餘人が「牧馬松子嶺。不入市。」とも見えるが、併しこの牧馬は侵邊の準備と示威の意味が強く、彼等の主たる生業としての牧馬ではない。元來女直が騎乗用として或は貢馬用として若干の馬を牧養した事は容易に推察出来るが、それは有力な女直人に限られてゐた。園田一龜氏の御教示を拜借すれば、建州女直の巨酋李滿住支配下の部落は滿住の子孫二十餘人と管下女直三百人に對して馬は四十餘匹しか居ないのであり、しかもこの馬は滿住の長子古納哈が宰領してゐたと云ひ、或は、朝鮮投化の童豆里不花なる女直の別の報告によれば李蔣家の管下部落三十餘戸に對して養馬十四匹、李滿住の部落三十餘戸に對して養馬十二匹とある。一戸壯丁二人として百二・三十名に對しては二十六匹しかゐないのである。<sup>註12</sup>再び申忠一の書啓に據ると、滿浦から二道河子舊老城に至る途次に於て馬に關しては、「馬五十餘匹放野」「馬二十餘匹放野」「養戰馬五十餘匹」「馬八匹牛七匹放野」と四つの記録があるのみである。經過部落四十餘（一坐二坐は加へず）、戸數約千戸（ウラ山城の麻家部落は加へず）に對して馬數は非常に少ない。勿論舊老地區の童阿斗部落より

以西の部落は新年の祝賀の爲に奴兒哈赤の居城に集合させられて留守の男女を残すのみであつたから、阿斗部落以西では騎乗用の馬は全て使用されてゐた筈である。使用されてゐたから馬が殆んど居なかつたと云ふ事は同時に騎乗用以外に放牧される馬は存在しなかつたと云ふ事でもある。阿斗部落以西で申忠一が見たのはたゞ馬八匹牛七匹に過ぎない。一方董阿斗部落以東の部落の戸數は約五百戸あるのに彼が記録した馬は百二・三十匹に過ぎない。しかもその中に明かに戰馬と認めたものが五十餘匹ある。他の放野された馬も恐らく戰馬であらう。炯眼なスパイにも多少の見落しはあつたにしても、一戸一馬にはるかに不足である。即ち騎乗用の馬を有たない女直人が多數居たのであり、馬を有つ女直は寧ろ有力者であつたと見られ否さうした有力酋長だけが馬を所有し放養してゐたのであるのは先の李滿住部落の例からも推定されるのである。たゞ書啓に記された馬が、附近・部落の酋長等の馬か、それとも既に強化されてゐた奴兒哈赤政府の牧馬群であつたか判然しないが、軍器、糧食自備の立場から云へば前者であらう。更につけ加へると、この牧馬状態が明末女直社會の動亂期のものであること、即ち滿洲五部の征服統一と二道河子舊老城の築城を畫期とする建州グルンの形成と、その後の屢次の海西女直の壓迫、特に萬曆二十一年九月の九部聯台軍の侵入を退けた後の状態である事である。戰國争亂の時代に最も必要とされたのは武力の充實であり、その爲に軍馬の充實に努力が拂はれてゐた時のこれは状態である。それにも拘らず馬は餘りにも少ない。建州女直は決して牧馬の民ではなかつたのである。 補註<sup>2</sup>

## 五

以上元から明にかけて女直の牧馬が決して盛んでなかつた事を述べて來た。明代では遊牧地帯に連なる西偏の葉赫地方は農耕と共に牧馬を行つたが、その他の海西女直も建州女直も農耕を生活の基礎とし狩猟性の強い民で、牧馬は極く一部に行はれたに過ぎない。松花江黑龍江流域の女直は元代以來大した變化は見られず狩獵と農耕に頼り、牧馬は決して盛ん

ではなかつた。それにも拘らず彼等が盛んに明に入朝貢馬してゐる事は前に述べた如くである。是は明が特に馬を強く需要し貢馬を優待したので、女直が必要品たる騎乗用の馬をも貢獻に向けた場合も多かつたと思はれるが、年々數千匹に上る馬の供給は以上見た如き女直の産馬では不可能であつたに違ひない。こゝに女直が他から馬を輸入してそれを貢獻した事が當然考へられて来る。女直の西方は兀良哈三衛の地であり、更に西は蒙古民族の住地である。彼等は元來遊牧の民であり、その地方は古來最も豊富な馬の産地であつてみれば、女直が馬を輸入する場合此の方面から入手したであらう事は容易に推察される。併し女直も兀良哈も自らの記録は殆んど残してゐないので、第三國の中國側の乏しい史料でその事を明かにするより外はない。萬曆武功錄の王台列傳に「前は王台入貢多盜北虜馬。己委正幸與通婚媾。自是弗復再盜也。」とある。こゝに北虜と云ふのは支配者は既に韃靼左翼の諸酋にとつて替はられてゐた所の西方にゐた兀良哈三衛と考へてよい。王台はその三衛の馬を盜掠して明に貢獻してゐたが、委正（達賢遜汗の子）と通婚してからは盜馬しなくなつたと云ふ。通婚後も貢馬は必要であつた筈だから、盜取しなくなつた以上は通婚による親善關係を利用して交易贈答等によつて馬が入手されたのであらう。所で「多盜北虜馬」と云ふ事がさう容易に可能な筈はない。遊牧民の貴重な財産である馬を盜取すれば報復を受けねばならぬ。従つてこゝで確かな事は王台の貢馬が北虜から手に入れた馬であると云ふ事である。恐らく王台の使人が往つて正常な取引をして持ち歸つたものに違ひない。勿論時には間違ひが起つて力による或は姦詐による盜掠が行はれたであらうが、それが問題化して明人に知られ、夷狄は本性として偷盜を好むと云はれたり、正常取引まで舍めて盜馬として考へられたのである。滿洲實錄（卷二）甲午の年（萬曆二十二年）の條に蒙古の科爾沁部や喀爾喀部からの遣使往來が始まつた事を記してゐるが、是は云はゞ塞外民族間の一種の朝貢貿易の開始と考へられる。蒙古の使人達は以後滿珠國へ馬牛を齎らし奴兒哈赤は是に厚く給賜してゐる。勿論滿珠國からも使者が派遣されたが、天命五年の條に見ゆる扈壘や錫喇納・碩洛輝や伊沙穆の例によると馬牛羊を持ち歸つてゐた。その馬牛羊に對して給價が蒙古側に支

拂はれた事は云ふ迄もなからう。しかも是は蒙古側の背反によつて途中掠奪されてゐる。盜馬の事件が生じたわけである。この時は既に奴兒哈赤の對明衝突の後であり、それ等の馬は貢馬用ではなく寧ろ戰馬充實の爲のものと思はれるが、とに角王台と云ひ奴兒哈赤と云ひ、馬を需要する時それを隣接の兀良哈・蒙古方面から入手してゐたのである。

同じ様な記録が溯つて見られる。明實錄正統五年四月(乙未)遼東總兵官曹義に與へた勅に「建州都指揮滿住與福餘衛韃靼互相盜馬。夫夷虜讐殺爲盜。循其舊俗。無足恢者」と。この場合も互相盜馬の背景に正常な馬の取引が考へられる。

そして馬は福餘から建州へ取引されてゐたと見て誤りない。建州の李滿住は入手した馬を騎乗用として牧養し或は貢獻したのである。その間に多少の孳生がなされた事は問題ではない。李滿住部落の養馬は前述の如く少なかつたので、商品化(貢獻)する餘裕は殆んど無かつた。しかも明が要求し優遇する貢品が馬であつてみれば彼等は馬の入手に努めざるを得なかつたのである。建州と兀良哈との馬交易に於て建州から兀良哈に齎した物は何か判然しないが、奴兒哈赤の場合蒙古人に與へたものは鎧や絹や財寶とあり、結尾蒙古・兀良哈が中國にも要求してゐた様な物が喜ばれたであらうから、武器・布絹・穀物・毛皮の類であつたと見てよからう。その中には女直生産の物と中國物産の再輸出があつたであらう。後の場合女直商業の仲繼性は顯著である。元來建州女直の朝貢は馬・貂皮・眞珠等の何れもその居住地域たる蘇子河・佟家江・鴨綠江地方に於ける生産は殆んど見るべきものが無いので中國からの回賜品を以てそれ等の貢品の産地の部族・民族と交易し仲繼して明に貢獻してゐたのであり、それだけに商人的性格が濃厚であつたと云へる。例へば青鼠皮貂鼠皮に就ては「以上二皮出海西黑龍江。毛憐建州諸夷互市以易而至開原撫順」(遼東志卷一物産)とあり、又萬曆武功錄(卜寨那林宰羅傳)にも「貂皮自開原東北數千里而遠。江上之夷販之東北天山間。」とある如く黑龍江流域に出るものが最も良質であつたから、建州女直は江夷と交易して貂皮を入手し中國に貢獻してゐたのであり、全くの仲繼商業であつた。馬も同様であつたのである。馬や貂皮の仲繼がうまくいかぬ時は彼等は割に入手し易い松花江産の眞珠を仲繼して屢々拒否され乍

らも明に貢献した事もある。<sup>註17</sup>

兀良哈との取引の記録は海西女直にも見られる。即ち正統九年九月（壬寅）の格魯坤迭連に於る女直兀良哈の衝突に關する記事に云ふ。

初肥河衛都指揮別里格奏。兀良哈拘殺其使人。……時兀者指揮莽刺隨別里格往諸部互市。格魯坤迭連之戰。達寇悉掠其所賚。

衝突の經緯は和田博士「兀良哈三衛に關する研究二」<sup>註18</sup>に譲るとして、こゝに別里格の使人を兀良哈が拘殺したとあり、また莽刺が「往諸部互市」して格魯坤迭連の戰の餘波を受けて所賚を悉く掠取されたとある。使人拘殺の事は翌十年二月（戊申）のト忽忒河衛指揮僉事把眞奇の奏には「嘗被達賊虜掠人馬」とあるので、奴兒哈赤使人の例を以て推すと交易品の馬羊諸共に虜掠拘殺されたと見られる。兀者衛の莽刺は互市に行つた事を明言してある。ではその互市での取引は何かと云へば、建州女直の場合と同じく兀良哈から馬牛羊の外は考へられない。<sup>註19</sup>この兀者衛指揮莽刺はその前年正統八年四月（庚寅並に發丑）に兀良哈使遣から歸還した錦衣衛指揮僉事王息等官軍五十一人を案内して兀良哈の地に行き、無事その勤を果した功により都指揮使に陞職してゐる兀者衛都指揮同知莽刺と同一人であると思はれるが、さうとすれば莽刺は兀良哈と往來互市してゐた酋長であつたから王息等の兀良哈使行に案内と警護の役を課されたものであり、兩者の互市關係は更に溯つて行はれてゐたと見て差支ない。次に實錄成化十四年三月（丙戌）の廣寧等馬市復開の詔中に引く遼東巡撫陳鉞の奏には「今朶顏窮迫。潛結海西。轉市於我。而海西藉彼馬力。數犯我邊。」と見える。この奏言は全邊略記（遼東略）にも引かれてゐるが、正統年間互刺に通じて邊事を漏泄した爲に兀良哈に對する馬市が禁絶されたので窮迫した兀良哈は海西女直を仲繼として女直に残された唯一の開原南關馬市を通じてその馬を明に轉賣してゐたと云ふのである。こゝには轉市の品を馬とは云つてゐないが、兀良哈の輸出品として或は馬市の商品として馬と見て誤りない。陳鉞は兀良哈女直の潛

結が馬市禁絶に由來する如き表現をしてゐるが、そして又禁絶後兩者の結合が密接頻繁になつた事も確かであらうが、兩者の互市關係は明かに禁絶以前からで、この従前からの互市關係があつたればこそ後の轉市も可能であつたのである。禁絶以後景泰・天順・成化年間にかけては轉市の事實が明人に明かに知られる程盛んになつたのであらう。

元來遼東の馬市は兀良哈の要請と明の必要とが機を一にした爲に開かれたのであり、明は馬の收買機關として設置したものであつた。従つて兀良哈に二馬市、女直に一馬市が當てられたのは専ら永樂三年開始された遼東互市に於ける兀良哈と女直の賣馬の實蹟や將來の賣馬可能性の豫測から來てゐると見られる。そして當初馬市を利用したのは主として兀良哈であり、次いで伊通河方面の海西女直であつたらう事は前述せる明代女直の牧馬、買馬の状況から推測される。永樂四年兀良哈等は饑饉を理由に馬價として穀物を求めた。馬市創設より數ヶ月の後である。かくて同年十二月には上馬每匹米十五石絹八疋、次上馬米十二石絹疋、中馬米十石絹二疋、下馬米八石絹一疋、駒米五石布一疋の新馬價が定められた。以來穀物を求めて賣馬に來る兀良哈は次第に増加した。永樂十五年十月（丁未）の遼東總兵官劉江の奏言によれば

今歲兀良哈之地旱。太寧衛指揮鎖南等以馬千匹來易米。前此易米者其數不多。止月馬駝。今太寧一衛用車三百輛運米

と云ひ、更に稟額福餘諸衛が易米に來れば給する穀物が無くなると云ひ、若しかゝる状態が続けば邊備空匱となるから馬價を更定すべしと云つてゐる。從來は月に馬駝で運ぶ程度であつたが今太寧一衛のみで車三百輛で運米するとある。馬千匹の給價は上馬として米一萬五千石絹三千疋、平均中馬としても米一萬石絹二千疋となる。兀良哈が遼東の穀物に依存する度は高まつてゐたと見られる。宣德九年十一月（二卯）の條には遼東より歸還した近臣の言として「外夷多以幼男女、易米於遼東者」と見える。この外夷は兀良哈のみとは限らないが、兀良哈もその中に含まれてゐたに違ひなく、又以て遼東糧穀への要求を裏づける。是は兀良哈三衛が次第に農耕生活を採用し穀食してゐた事を示すが、此の前後の時期に見ら

れる明よりの屢次の耕牛輸入や或は漢人虜掠と相俟つて元良哈三衛の社會經濟的基礎や社會構成が變化しつゝあつた事を物語るものであらう。しかも粗放な農耕は屢々饑饉を招き、そこでしきりに明に糧米を求めたのである。所で正統年間に至つて瓦剌の勢力伸張と共に彼等はその支配下に立つた。明は元良哈に對して朝貢を禁じ馬市を閉鎖した。元良哈は穀物・布絹の缺乏に困しみ始めた。そこで彼等は從來も元良哈から馬を求めて貢馬し或は馬市に交易してゐた海西女直を利用する事になつた。女直を正面に立てその仲繼によつて馬を遼東に轉市しその需要を充したのである。従つて海西女直の立場から云へば、元良哈から入手した馬を以て馬市に至り、明側の穀物・布絹等を受けとり、それを更に元良哈に齎らして馬に交換しその間に仲繼の利を收めると云ふ形の貿易を營んでゐたわけである。

尙元良哈女直間の互市に就ては成化十九年五月（壬寅）の條に有名な小王子達延汗が權臣亦思馬因太師を破つた時、達延汗に味方した元良哈三衛が虜掠した童幼を携へ來つて海西女直の軍器と交易した記事がある。「所遺幼稚。朵顏三衛携往海西。易軍器。道經遼東」と。遼東巡撫王榮等は議して元來馬市を設置したのは海西と元良哈三衛との互市の弊を革めんが爲であると云つてゐる。この考によると永樂四年の馬市設置の目的の一つに兩者の互市とこの互市による兩者の結合・聯盟勢力の成立を阻止しようとする意圖即ち分離政策が考へられてゐた事になる。恐らく是は後からの附會であると思ふが、さうした意味が馬市設置に附會される程に女直元良哈の互市は明初以來行はれてゐたのであらう。そしてそれは亦隣接の産業を異にする兩民族として當然な事であつたと云へるのである。たゞ明の方では兩者の結合を極度に嫌つたので、元良哈女直の互市も可なり隱密に行はれ、従つて明の史料にその證據を残す事が少ないのであらう。成化十九年の幼稚賣買の際も、幼童が女直間に成長して女直勢力を伴つて元良哈・蒙古に糾合される事を憂え、幼稚を來市する者はその直段を倍償する事にしたので所市男女九人を以て來獻したとある。尙女直が時に駱駝を貢獻してゐるが是も蒙古・元良哈を通じての交易で入手したものである事は明かである。

## 六

以上中國側の史料を通して女直と元良哈との間に明初から明末に及んで馬交易が行はれてゐた事を明かにした。元代の女直は皮貨を以て蒙古の北滿出先機關を訪れて必要な物資即ち穀物・絹布或は馬等を求めた。明初に至つても兩者の交通は續いてゐた。明が女直・元良哈を羈縻し、更に馬不足の現状打開の爲買馬を優遇し善價による收買機關馬市を開設すると、女直は土産の皮貨或は中國から得た布絹・穀物或は自家生産の軍器等を以て元良哈の馬に替え、多少の自家生産の牧馬を雜へて明に買馬し馬市で交易して回賜給價を得た。その間元良哈自身も馬を以て明に貢獻交易した。正統年間元良哈に對して馬市・朝貢が閉鎖されると、元良哈の馬は専ら女直の手を通して明に賣られた。明に馬を齎したのは女直であつたから女直は馬を多産すると考へられたのは無理はないが、元來女直は牧馬の民ではなく明代の女直にも牧馬は決して盛んではなかつた。即ち女直の馬は主として西北滿洲の遊牧民から女直に仲繼されて中國に來てゐたのである。是が女直を仲にする元良哈・女直・明の馬貿易の大体である。

たと注意すべきは李滿住にしろ王台にしろ奴兒哈赤にしろ、女直の有力者權力者は多少の馬を牧養してゐた。是は明に朝貢した女直の巨酋には皆共通の事であつたと見られる。それ等の牧馬は數的にも決して多くなく、且つ權力に隨伴した現象であり、一般女直人の生活とは相互の如きものではなかつた。是等の有力酋長は明への朝貢權を認められた爾書所有者であり衛印所有者であつたから、その牧馬群は戰馬であると共に一方商品（貢馬）の蓄積とも見られる。従つて牧馬群の増加は彼等の希望する所であつたであらうが、その補給獲得が主として元良哈からの輸入に依らねばならなかつた所に増加蓄積の制限があつたと思はれる。

3 註1と同じ

註4 池内博士 滿鮮史研究 中世第一冊 三二八頁以降

5 日野開三郎教授 勿吉考 史淵第三十五輯に掲られた表を利用させて頂いた。

6 同前

7 是等の民族の系譜には三上元男教授の新しい解釋が提供されてゐるが、暫らく舊説によつておく

8 楊寶 柳邊紀略 卷三 尙史料は従揚す

9 遼金時代の女直に關しては史料的にも非常に不完全である。後考に俟ちたい

10 江南に行はれた秋税夏税がどうして開元に行はれてゐたか不明であるが秋收の現物税であつたから秋税の語を借りたのかも知れない。當時の遼東での税制を詳にしないので他日元代の滿洲として專論したい

11 和田博士 支那の記載に現はれたる黒龍江下流域の原住民、東亞史論叢四六四頁以降

12 瞿九思 萬曆武功錄東三邊二卜寨那林字羅列傳

註13 滿洲實錄 卷一

14 滿洲實錄 卷三 己亥年正月

15 圓田一龜氏 明代建州女直史研究(續) 三九頁

16 圓田一龜氏 同前(正) 一〇二頁

17 明實錄 正統元年十二月癸未同二年四月壬午同十二月丁巳等參照

18 和田博士 兀良哈三衛に關する研究二滿鮮地理歴史研究報告第十三、二八六頁以降

19 格魯坤迭連の戰勝の後、女直酋長の別里格等は所獲馬を以て貢獻してゐる。是は特殊の例に見えるが、やはり兀良哈の馬が進貢されてゐるのであるその取得の方法が此の場合暴力的であつたに過ぎない。實錄正統十年二月(戊申)

條參照

補註1 舊唐書、黑水靺鞨傳に「人勁健、善步戰」とあるのも彼等が馬を有つ事が少ないことを示してゐる

補註2 申忠一は建州紀程中に女直の家畜として雞、猪、鷄、鴨、羔、羊、犬猫をあげてゐるが、それにも馬は見えない

Horses of *Djurchi* 女直 during Ming Dynasty

by H. Eshima

From ancient times, east-northern Manchuria has been said a breeding center of horses. But if we examine the records of Tungus (*I-lou* 挹婁, *Wu-chi* 勿吉, *Mo-ho* 靺鞨), we can not say that they pastured horses a great deal. Afterwards, during Ming dynasty, inhabitants of this district were called *Djurchi*. They were descendants of the same Tungus. Records about *Djurchi* do not speak that they pastured horses a great deal. Nevertheless, *Djurchi* exported and tributed a great many horses to China. I can't think these horses were bred by *Djurchi*. Judged from few historical materials, they bought horses from their western neighbours, a nomadic Mongolian tribe (*U-liang-ha* 兀良哈), and exported those horses to china.